

シュローダー・アジア公社債ファンド
(愛称：アジア円舞曲 (ワルツ))

信託終了 (繰上償還) に関するQ & A

平成 24 年 3 月

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

Q 1

この手紙「信託終了（繰上償還）予定のお知らせ」は何ですか？
なぜこのような手続きが必要なのですか？

A 1

ファンドの運用を終了し、受益者の皆様からお預かりしている資産運用をお返しする予定であることをお知らせするものです。

ファンドの信託終了（繰上償還）を行う場合には、「投資信託約款」の規定にしたがって、受益者に対して事前にその旨を記載した公告及び書面交付を行い、受益者からの信託終了（繰上償還）に対する異議申立てを受付けます。その異議申立てを行った受益者の受益権口数が、受益権総口数の過半数を超えた場合には、信託終了（繰上償還）は行いません。また、信託終了（繰上償還）が成立した場合でも、異議を申し出た受益者は、異議申立てによる受益権の買取請求をする権利があります。

Q 2

なぜ、信託終了（繰上償還）するのですか？

A 2

ファンドは平成 18 年 6 月に運用を開始し、受益者の皆様の資産運用の一助となるべく運営を行って参りました。しかしながら、平成 23 年年初からの継続的な資金流出により、今後大幅な改善は難しいと判断し、この度、繰上償還させて頂くこととなりました。

平成 24 年 1 月 6 日現在、純資産総額は約 11.6 億円、受益権口数は約 18.3 億口にまで減少しており、信託約款第 54 条第 8 項にて償還条項として規定しております受益権口数 30 億口を大幅に下回った状態が続いております。そのため、信託約款第 54 条第 8 項の規定に基づき、信託終了日を繰り上げ、平成 24 年 6 月 20 日をもって償還させていただくための手続きをとらせていただくことといたしました。

ファンドは、平成 24 年 1 月 6 日現在、純資産に対し約 73%の事業債を組み入れておりますが、事業債にはそれぞれの市場における最小取引単位が設定されております。通常時では、複数銘柄の一部売却によって解約への対応が可能でしたが、ファンド規模が縮小している現在においては、最小取引単位程度の残高しか有しない銘柄が増加しているため、今後は組入れ銘柄を随時全売却することによる対応を余儀なくされることとなります。

このような解約対応によって、今後ポートフォリオにおける銘柄数の減少が予想されることから、リスクが分散されたポートフォリオの維持が困難となる可能性が高まっております。また、一回当たりの売却額が少額になるにつれて、売買スプレッドが拡大し、より高い取引コストが発生することも危惧されます。これにより、当ファンドのベンチマークを参照する運用が困難となり、受益者が期待するリターン特性から大幅に乖離する可能性が想定されます。

また、銘柄数の減少によって、特にマーケット急変時における当ファンドの流動性低下も懸念されます。

Q 3

何か手続きを行う必要はありますか？

A 3

ファンドの信託終了（繰上償還）にご同意いただける場合は、特にお手続きをしていただく事項はございません。

ご同意いただけない場合は、「異議申立て」を行っていただきます。

書面に必要事項をご記入の上、シュローダー証券投信投資顧問株式会社までご郵送ください。

Q 4

「異議申立て」とはどのようなことですか？

A 4

今回の信託終了（繰上償還）に反対の受益者が、一定の期間内に反対の意思表示をすることです。この意思表示を「信託終了（繰上償還）に対する異議申立て」といいます。信託終了（繰上償還）に賛成の場合には、意思表示の必要はありません。

一定の期間内に異議申立てされた受益者の受益権口数が受益権総口数の過半数に達しなかった場合には、予定どおり信託終了（繰上償還）を実施いたします。

一方、過半数を超えた場合には、信託終了（繰上償還）の実施は受益者の意思でないとみなされ、信託終了（繰上償還）は行いません。

Q 5

いつ現在の受益者に「異議申立て」の権利があるのですか？

A 5

新聞公告日、平成 24 年 3 月 19 日（月）現在の受益者を対象としております。

平成 24 年 3 月 15 日（木）までに取得申込をされた受益者を対象としております。

平成 24 年 3 月 16 日（金）以降の取得申込、および平成 24 年 3 月 15 日（木）以前に換金申込をされた受益者は今回の手続きの対象となりません。

Q 6

信託終了（繰上償還）の手続き中に換金したい場合はどうなるのですか？

手続き中は「異議申立て」をしないと換金できないのですか？

A 6

信託終了（繰上償還）の手続き中であっても、従来どおり、換金申込により随時換金が可能です。

信託終了（繰上償還）に対して異議を申し出た受益者は、「買取請求期間」において異議申し立てによる受益権の買取りを請求する権利を有しますが、通常の換金申込により換金することもできます。

したがって、異議申立てをしないと換金できないものではなく、受益者は平成 24 年 6 月 18 日までの間において販売会社に換金申込をすることができます。

Q 7

換金に際して、「異議申立てによる受益権の買取請求」をした場合と「換金申込」をした場合との違いはあるのですか？

A 7

異議申立てによる受益権の買取請求

異議申立てをされて買取請求期間内に「異議申立てによる受益権の買取請求」をされた場合には、信託終了（繰上償還）が行われなければ、本来有すべき公正な価額で換金されることになります。原則として買取請求必要書類が受託会社（住友信託銀行株式会社）に受理された日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額となります。

この場合は、異議申立てによる買取請求必要書類を弊社所定の手続きにより受託会社宛に提出していただく必要があります。お受取金額は受託会社から直接受益者指定の銀行口座に振り込まれます。その際、諸般の手続きが必要となるため、この買取請求では、通常の換金申込と違い、お受取金額のお支払いまでに所要の日数を要することがありますのでご注意ください。このお受取金額に対しては、振込手数料および買取計算書郵送費用（郵便料金、簡易書留手数料）が差し引かれます。なお、買取にかかる収益は、受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。また、税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。）

換金申込

「換金申込」をされた場合は、ファンド指定の換金価額（換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額）となります。

※「異議申立てによる受益権の買取請求」をするかしないかは、受益者の権利であり、あくまでも最終的なご判断は、受益者ご自身が行うことになります。

【参考：代金の受取り方法】

信託終了（繰上償還）手続き中の代金の受取り方法には次の2種類があり、手取金等は次のとおりです。

	換金申込	異議申立てによる買取請求								
権利者	ファンドの全ての受益者	異議申立てをした受益者のみ								
期間	6/18 まで申込み可能	買取請求期間（4/26～5/15）のみ								
支払日	換金申込日から5営業日目	原則として、買取請求必要書類が受託会社に受理された日から5営業日目								
換金価額	換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額	買取請求必要書類が販売会社を經由して受託会社に受理された日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額								
振込手数料等	X	お受取金額の支払に係る振込手数料および買取計算書郵送費用を受益者に負担していただくことになります。								
		振込手数料等（消費税込み）								
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">3万円未満1件に付</td> <td style="text-align: right;">630円</td> </tr> <tr> <td>郵便料金</td> <td style="text-align: right;">80円</td> </tr> <tr> <td>簡易書留手数料</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">300円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,010円</td> </tr> </table>	3万円未満1件に付	630円	郵便料金	80円	簡易書留手数料	300円	合計	1,010円
3万円未満1件に付	630円									
郵便料金	80円									
簡易書留手数料	300円									
合計	1,010円									
		<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">3万円以上1件に付</td> <td style="text-align: right;">840円</td> </tr> <tr> <td>郵便料金</td> <td style="text-align: right;">80円</td> </tr> <tr> <td>簡易書留手数料</td> <td style="text-align: right; border-bottom: 1px solid black;">300円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">1,220円</td> </tr> </table>	3万円以上1件に付	840円	郵便料金	80円	簡易書留手数料	300円	合計	1,220円
3万円以上1件に付	840円									
郵便料金	80円									
簡易書留手数料	300円									
合計	1,220円									
税金等	譲渡益（解約益）の10%※（所得税7%+地方税3%）	譲渡益（売却益）の10%※（所得税7%+地方税3%） 買取にかかる収益は、 <u>受益者ご自身での確定申告が必要になりますのでご注意ください。（非課税扱いの受益者を除きます。）</u>								
	<p>※個人の受益者に対する課税です。 税法が改正された場合には、取扱いが変更になることがあります。 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。</p>									
受取場所	販売会社の受益者名義の口座に入金されます。	受託会社が受益者指定の受益者名義の銀行口座に直接振り込みます。								

Q 8

信託終了（繰上償還）することになったかどうかを「いつ?」、「どのように?」知ることが出来ますか?

A 8

平成 24 年 4 月 26 日にシュローダー証券投信投資顧問株式会社のホームページ

(<http://www.schroders.co.jp>) 上に「信託終了（繰上償還）決定のお知らせ」を掲載いたします。

信託終了（繰上償還）とならない場合には、日本経済新聞にその旨の公告を行うとともに、すべての受益者に対して信託終了（繰上償還）とならない旨を記載した書面を送付いたします。

Q 9

信託終了日まで保有した場合、いつ償還金が支払われますか?

A 9

信託終了日まで保有した場合の償還金は、シュローダー証券投信投資顧問株式会社から信託終了日の翌営業日（平成 24 年 6 月 21 日）に販売会社のお取引口座に入金し、販売会社を通じて受益者の皆様にお支払いさせていただき予定です。

償還価額および運用の詳細につきましては、後日、販売会社より運用報告書をお送りいたしますのでご覧ください。

Q 1 0

「途中で換金したほうが良いのか?」、「異議申立てによる買取請求したほうが良いのか?」もしくは「最後（信託終了日）まで保有したほうが良いのか?」

どれが良いのでしょうか?

A 1 0

信託終了日までの運用につきましては、順次組入有価証券を売却し、現金化する予定です。したがって、信託終了日に近づく程に、基準価額の変動は少なくなります。

最終的なご判断は、受益者ご自身が行うこととなります。

照会先

シュローダー証券投信投資顧問株式会社

電話 03-5293-1333

（受付時間：委託会社の毎営業日の午前 9 時から午後 5 時まで）